明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七七）

本号で公布された法令のあらまし

◇**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三七七号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、クメジマボタル等を追加することとした。（別表第一関係）

2　法第六条第二項第三号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、1の種のうちツシマウラボシシジミの卵及びハナヤマツルリンドウの種子を追加することとした。（第二条関係）

3　法第四条第五項の政令で定める特定国内希少野生動植物種として、1の種のうちオキナワテンナンショウ等を追加することとした。（別表第三関係）

4　法第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、バーバリーマカク等を追加等することとした。（別表第二関係）

5　法第六条第二項第三号の政令で定める器官及び加工品として、4の種のうちインドセンザンコウ等の鱗及び皮並びにこれらの加工品を追加することとした。（別表第四関係）

6　法第一二条第一項第三号の政令で定める原材料器官等として、5の器官及び加工品のうちインドセンザンコウ等の皮及びその加工品を追加することとした。（別表第五関係）

7　法第二〇条第一項の政令で定める登録の要件のうち、アメリカワニに関するもの等を変更することとした。（別表第六関係）

8　この政令は、平成二九年一月二日から施行することとした。

政　令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十七号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項から第五項まで、第六条第二項第三号、第十二条第一項第三号、第十五条第一項ただし書、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「(5)並びに(7)」を「(6)並びに(8)」に改め、同条第三号中「別表第一の表二の第二の(4)、(7)の1の項、(8)」を「別表第一の表二の第二の(5)の1の項、(8)の1の項」に、「(16)、(17)、(22)及び(26)」を「(17)、(21)、(22)、(30)、(34)及び(35)」に改める。

第五条の二第一号中「別表第五の1の項」を「別表第五の2の項」に改め、同条第二号中「別表第五の3の項」を「別表第五の4の項」に改める。

第五条の五中「別表第五の1の項」を「別表第五の2の項」に改める。

別表第一の表二の第一の六のイ中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5)	ほたる科
1	*Luciola owadai*（クメジマボタル）

別表第一の表二の第一の六のハの(1)中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次の一項を加える。

3	*Pithecops fulgens tsushimanus*（ツシマウラボシシジミ）

別表第一の表二の第一の六中ニを削り、ホをニとし、同表の第一の六に次のように加える。

ホ	ばった目
(1)	ばった科
1	*Celes skalozubovi akitamus*（アカハネバッタ）